

中標津町温水プールの利用方法

《 利用方法 》

(プールを利用する場合)

1. 受付カウンターで遊泳申込書に必要事項を記入してください。
※高校生以上は自動券売機で遊泳券を購入した後、遊泳申込書と一緒に提出してください。
2. 更衣室で着替えを済ませ、貴重品・脱いだ衣類・その他持ち物はロッカーに入れてください。
3. ロッカーは100円硬貨を入れて使用することができます。
※使用後はカギを戻すと100円硬貨が戻ります。
4. ロッカーのカギは腕につけてください。
5. プール室に入る前はシャワーを浴び、準備運動をしてからプールにお入りください。

(トレーニング室を利用する場合)

1. 自動券売機で利用券を購入した後、受付カウンターで利用申込書に必要事項を記入してください。
※中学生以下のご利用は保護者の同伴が必要です。
2. トレーニング室では上靴を履いてください。
※水着や裸足での利用はできません。

(その他施設の利用について)

1. 観覧される方は1Fコミュニティコーナーをご利用ください。
※2F観覧席を利用する際は、受付カウンターで許可を受けてください。
2. 館内での写真・ビデオ撮影は、事前に施設長の許可を受ける必要があります。
※プール室内での写真・ビデオ撮影については許可できません。

《 施設利用時間 》

開館時間

区 分		午 前	午 後	夜 間
6月・9月		10:00~12:00	13:00~17:00	17:00~21:00
7月・8月				17:00~22:00
10月~5月	平 日	閉 館	14:00~17:00	17:00~21:00
	日・祝日	10:00~12:00	13:00~17:00	閉 館

※児童、生徒の利用時間は小・中学生は午後5時まで、高校生は午後7時までです。

これ以降の遊泳は館内に保護者(18歳以上の方、ただし高校生は不可)がいなければ遊泳できません。

※毎月第1・第3月曜日は休館日です。(その日が祝日の場合は翌日になります)

※12月11日~1月6日は、施設設備清掃整備点検期間及び年末年始休館です。(期間中は閉館します)

《利用料金について》

利用料金

区 分	遊 泳 券			
	1 回 券	6 回 券	1 ヶ月券	3 ヶ月券
中 学 生 以 下	無 料			
高 校 生 ・ 6 5 歳 以 上	210 円	1,050 円	1,680 円	4,200 円
一 般	410 円	2,050 円	3,280 円	8,200 円
コ ー ス 専 用 (30分1コース)	公認プール	524 円	小プール	262 円
全 館 専 用 (30分につき)	平日・土曜日	5,243 円	日曜日・祝日	7,864 円
ミーティングルーム	午前 315 円	午後 420 円	夜間 524 円	
トレーニング室	高校生以上 100 円 (一人1回)			

※ 1回券及び6回券の有効期間は発行した年度内とし、1ヶ月券・3ヶ月券は券に記載された期間です。

※ コース専用使用料及び全館専用使用料は、遊泳料のほかに徴収し、使用者が入場料、観覧料等これらに類する料金を徴収する場合及び営利を目的とする場合は、定める額の2倍とします。

※ 遊泳券は、午前・午後・夜間の規定する時間帯毎（本パンフレット内の《施設利用時間》参照）に必要です。

※ 高校生は、生徒手帳を提示してください。

※ 使用料の払い戻しは、原則として致しません。

《専用使用について》

(1) プール施設を貸切で使用する場合は事前に「中標津町営体育施設等使用申込書」にて申し込み、許可を受ける必要があります。

(2) 専用使用の区分は、全館・コース・ミーティングルームです。

(3) コースの専用は、公認プール（25m）では最大4コースまで、小プール（15m）では最大3コースまでです。また週2回以内1日1回使用できます。

※ 幼児プール・トレーニング室の専用使用はできません。

(4) 専用使用できるのは、代表者が明確な団体・サークルなどで、使用開始時間に最低10人以上が集合できることが条件です。

※ 児童・生徒のみによる専用申込みはできません。大人（18歳以上の方、ただし高校生は不可）の代表者による申込みが必要です。

(5) 使用時間は、準備・後片付けを含めた時間となります。

(6) 使用申込の受付開始日は、コース・ミーティングルームは使用希望日の前月1日から、大会などは4月1日からです。

(7) 申込締切日は、使用希望日の前月10日（土曜日及び休日の場合はその翌日）とし、重複して申し込みがあった場合は調整し使用者を決定します。

※ 前月10日までに使用申込のなかった団体等については、使用希望日の前日正午（土曜日及び休日の場合はその前日）まで随時受付します。

(8) 使用料金は原則として前納制であり、使用希望日の前日正午までに納入してください。

※ すでに納めた使用料金は条例に定められているもの以外は還付できません。

(9) やむをえず使用を中止する場合・日時を変更する場合は、速やかにご連絡ください。

※ 使用許可を受けてからの使用中止は、他の利用者のご迷惑となりますので申し込み際は十分ご留意下さい。

《 注 意 事 項 》

(1) 入館することができない人

- ※ 保護者が同伴しない未就学児、帰宅時間以降で保護者の同伴しない小中学生及び高校生。
- ※ 動物を連れてくる人。酒気を帯びている人。伝染する恐れのある病にかかっている人。
- ※ 他人に危害をおよぼすと認められる物品を持っている人。
- ※ 公序良俗に反し、他人に迷惑をかける恐れのある人。

(2) 泳いではいけない人

- ※ 医師に水泳は不相当と診断された人。
- ※ 食事の直後や、空腹の人。
- ※ 傷がある人・うつりやすい目の病気や皮膚病の人。
- ※ その他、からだの具合の悪い人。

(3) プールに入る前

- ※ プール室内には、撮影機器及びガラス製品・時計・ヘアピンなどの金属製品は持ち込まないで下さい。
- ※ プール室内に持ち込めるものは、タオル・ゴーグル・ビート板（ヘルパーも可）・ロッカーキーです。
- ※ シャワーでからだをよく洗ってください。（アクセサリー・バンソウコウ・包帯などはずし、化粧をよく落としてください）
- ※ 水泳帽子・水着は必ず着用してください。（水着は競泳用の他に一般に市販されているものであれば使用できますが、布地やデニム地は使用できません）

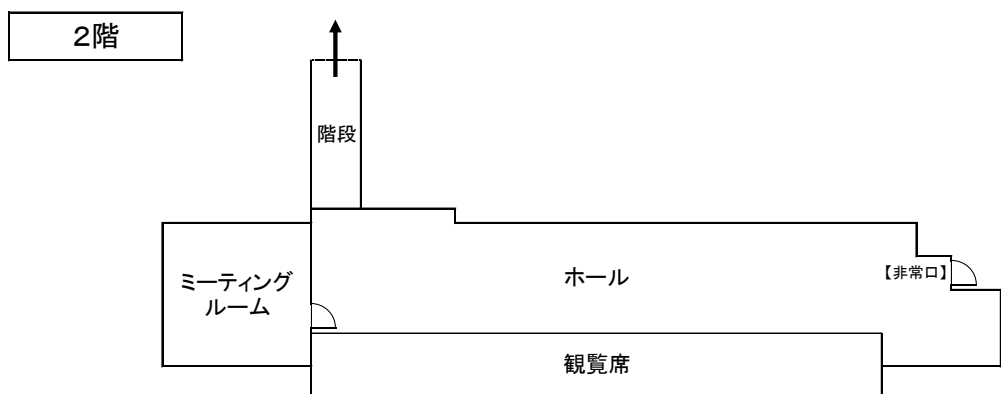
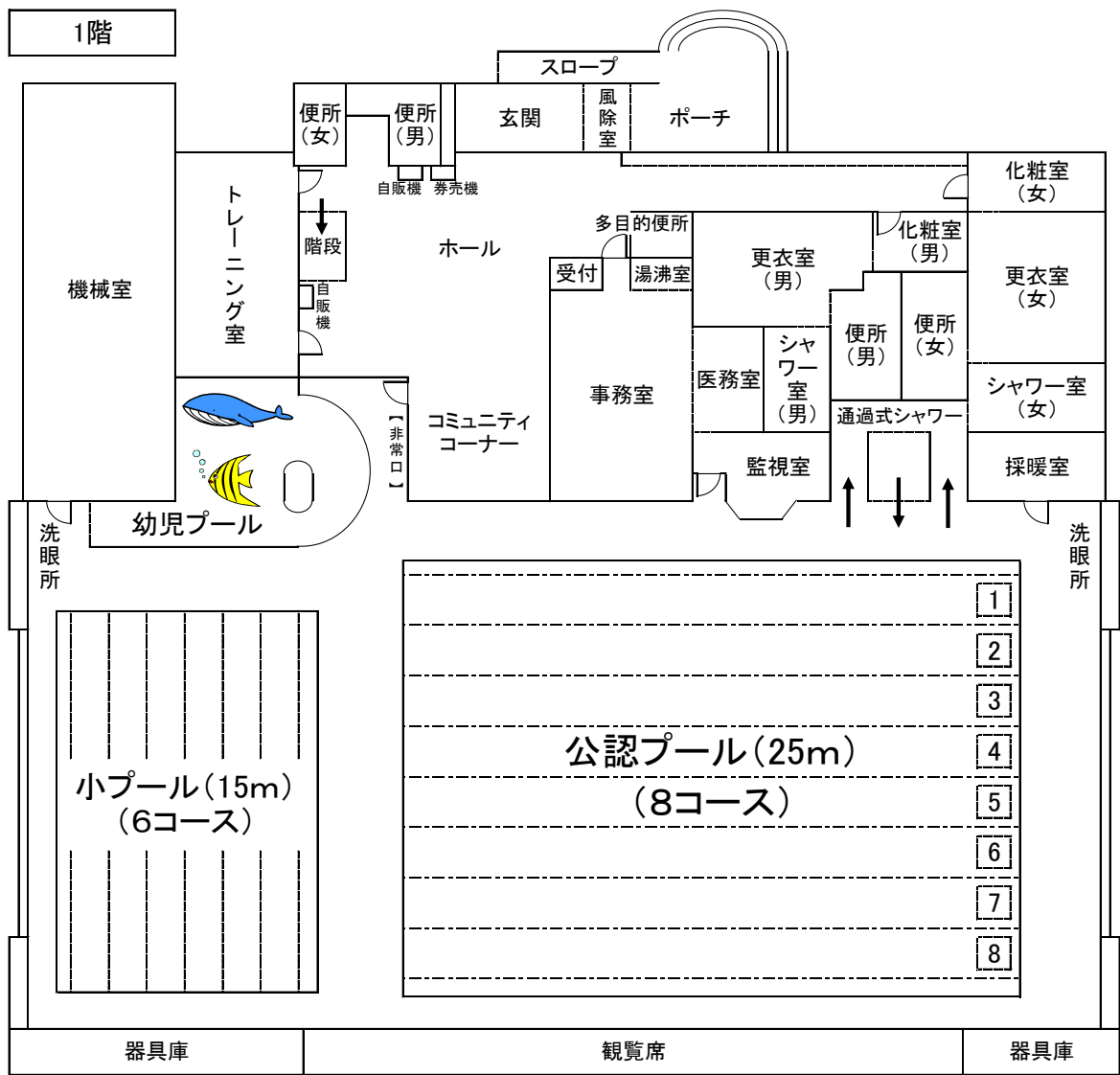
(4) プール室に入ってから

- ※ 泳ぐ前には必ず準備運動をしてください。
- ※ プール室内は、タイルが水ぬれですべりやすくなっておりますので走らないでください。
- ※ 飛び込み・潜水・おぼれたまねはしないでください。
- ※ コースロープによりかかる・ひっかかる・もちあげる・ぶらさがる等はしないでください。
- ※ 採暖室を利用した後は、必ずシャワーを浴びてからプールに入ってください。

(5) その他

- ※ 温水プール敷地内は全面禁煙となっています。
- ※ 石けん・シャンプーはシャワー室の専用のブースでご使用ください。
- ※ 水泳帽子・水着・バスタオル等の貸し借りはしないでください。
- ※ 遊泳中にからだの具合が悪くなったときは、すぐ係員へ申し出てください。
- ※ 未就学児が遊泳される際には、必ず保護者が水着着用の上で付き添ってください。浅いプールでも必ず付き添ってください。保護者1人につき2人まで遊泳できます。
また、障がい者の方（障がい者手帳を提示してください）の付き添いについても、水着着用の上付き添ってください。障がい者1人につき2人まで付き添うことができます。
- ※ おむつが外れていない未就学児は、プール室内に入れません。
- ※ 公認プール（25m）には、水面から肩の出ない小学生以下は、保護者の同伴がなければ入れません。
- ※ 公認プール（25m）第1コースを小学生専用コースとして、毎日午後4:45まで設けています。25m以上泳げるまたは水面から肩の出る小学生は、小学生専用コースに入ることができます。
- ※ 小学生が小学生専用コース外を遊泳する場合は事前に許可を受ける必要があります。許可を受けた小学生は指定の水泳帽子を着用してください。
- ※ 帰宅時間以降に小学生が公認プール（25m）で遊泳する場合は、保護者の同伴がなければ入れません。
- ※ 一般開放スペースでのグループ的練習は禁止です。
- ※ 事故防止と健康を守るために、遊泳50分・休憩10分を繰り返します。（休憩中は完全に水からあがってください）
- ※ 飛び込みの練習は、事前に施設長の許可を受ける必要があります。
- ※ トレーニング室は水着、裸足での利用はできません。
- ※ 館内放送に留意し、係員の指示に従ってください。従わない場合は退館していただくことがあります。
- ※ その他、館内掲示物等の注意事項を確認して安全な水泳をお楽しみください。

温水プール施設案内



【お問い合わせ】

- 中標津町温水プール 住所 中標津町丸山1丁目9番地 (Tel 72-7001)
- 中標津町総合体育館 住所 中標津町丸山2丁目1番地18 (Tel 72-2316)

中標津町営体育施設等 指定管理者
一般財団法人 中標津町文化スポーツ振興財団